

第 77 号議案

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蒲郡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。